

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 7 9

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 令和元年度報酬改定について
- 消費税率改正に伴い「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービス単価を変更します【別紙1】
- 消費税率改定に伴う住宅改修における申請の留意点
- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 居宅介護支援事業所「管理者要件に関する調査」へのご協力をお願い
- 総合事業に係る指定事業者の指定について
- 介護保険事業者の指定について
- 「大切な人のこころの悩みに気づいたら」【別紙2】
- 「介護ハッカソン in 長野」の介護関係者募集について【別紙3】
- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行に伴う対応について【別紙4】
- ALS協会長野県支部10周年記念講演&交流会のお知らせ【別紙5】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

令和元年度報酬改定について

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件」（平成31年厚生労働省告示第101号）が官報公布されました。この告示については、本年10月1日より施行することとしています。

改定内容及び介護給付費単位数等サービスコード表については、WAMNETからご確認いただくとともに、料金改定について利用者への十分な周知も併せてお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）

消費税率改正に伴い「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービス単価を変更します

令和元年10月1日の消費税率改定に伴い、総合事業の各サービスの単価を【別紙1】のとおり変更します。

なお、ケアマネジメント費の変更については、別途、各地域包括センターあてに通知をお送りいたします。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課はつらつ応援担当
TEL：026-224-7873（直通）

消費税率改定に伴う住宅改修における申請の留意点

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、工事完了日が令和元年10月1日以降になる場合は消費税率10%が適用されることとなっています。そのため、下記の点に留意いただき、申請をお願いします。

○令和元年9月中の事前申請について

令和元年9月20日(金)までの事前申請で、令和元年9月30日(月)までに工事完了できる場合は、消費税率8%の見積書で申請してください。

令和元年10月以降に工事完了する場合には、消費税率10%の見積書で申請をしてください。

○消費税率8%の見積書により事前承認を得たが、工事完了日が令和元年10月1日以降となる場合

・「償還払い」による工事の場合

完了申請時に、消費税率 10% で計算した見積書（内訳書）及び領収書の提出が必要になります。

・「受領委任払い」による工事の場合

変更申請の手続きが必要になります。「受領委任払い変更承認申請書及び委任状」と消費税率 10% で計算した見積書を提出してください。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当

TEL：026-224-7871（直通）

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円 を加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産 がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な 人で、以下①または②のいずれかの要件を 満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で高齢福祉年金を受給 している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考慮して、利用料を減額 しなければ生活保護法の「要保護者」になると 認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。
--	---

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認」をサービス提供事業者に提示してください	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額（率）	対象サービスにおける利用料（1割負担分）及び食費・居住費（滞在費）に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担（1割負担分）総額のうち、3,000円を超えた額 住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費（滞在費）、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）窓口もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	①申請書 ②家計状況申出書 ③同意書（世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印）（申請書の裏面にあります） ④世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し（最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て） ⑤年金振込み通知書等（受給年金の種類・金額がわかるもの）又はその写し ⑥健康保険被保険者証又はその写し（国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域（戸隠・鬼無里・大岡の各地区）に所在する事業所（出張所）が行う事業で、特別地域加算（サービス費用の15%）が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。（結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。）

対象者	市民税非課税世帯の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。

申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課（第二庁舎1階）もしくは支所に提出または介護保険課サービス担当宛てに郵送してください。
提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当
TEL：026-224-7871（直通）

居宅介護支援事業所「管理者要件に関する調査」へのご協力のお願い

厚生労働省老健局振興課から「管理者要件に関する調査」依頼がありました。8月27日付けで各指定居宅介護支援事業所あてに電子メール又はFAXで調査資料一式を送付いたしましたので、9月10日（火）までに指定の方法により、必ずご回答ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

総合事業に係る指定事業者の指定について

新たに指定された介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者についてお知らせします。

令和元年9月1日付け指定分

□第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）

介護保険事業者番号	2070107269		
事業所名称	ニチイケアセンター安茂里		
事業所所在地	長野市大字安茂里1015番地1イソノビル2F		
事業所電話番号	026-269-6003	事業所FAX番号	026-224-9208
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9：00～18：00	訪問介護員数	7人
通常の事業実施地域	長野市（戸隠・鬼無里・豊野・大岡・信州新町・中条・信更・松代・若穂地区を除く）		

介護保険事業者番号	2070107277		
事業所名称	ニチイケアセンターまつしろ		
事業所所在地	長野市松代町西条3764番地3中島ハイツC棟2F		
事業所電話番号	026-214-9305	事業所FAX番号	026-214-9306
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9：00～18：00	訪問介護員数	5人
通常の事業実施地域	長野市（松代・若穂・篠ノ井・川中島・更北・信更地区に限る）		

介護保険事業者番号	2070107251		
事業所名称	ニチイケアセンターとよの		
事業所所在地	長野市豊野町蟹沢 2857 番地 ステラ 101		
事業所電話番号	026-251-5446	事業所FAX番号	026-257-4901
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00	訪問介護員数	7人
通常の事業実施地域	長野市（安茂里・小田切・芋井・篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く）		


□第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

介護保険事業者番号	20A0100135		
事業所名称	your time		
事業所所在地	長野市若里二丁目 10 番 6 号		
事業所電話番号	026-226-6768	事業所FAX番号	026-226-5724
開設者の名称	社会福祉法人暖家	営業日	火～土
サービス提供時間	①9:00～15:00 ②9:00～15:00	定員	①15人 ②15人
通常の事業実施地域	長野市第三（大字三輪除く）、第四（新諏訪一丁目除く）、第五、芹田、大豆島（松岡）、安茂里（伊勢宮、差出南）、古牧（大字高田、北条町、大字平林、平林一丁目、西和田一丁目、南高田、若宮）		

□第1号通所事業（通所型基準緩和サービス）

介護保険事業者番号	20A0100127		
事業所名称	ノーマライアクティブ&More more		
事業所所在地	長野市大字栗田 82 番地 1		
事業所電話番号	026-217-8030	事業所FAX番号	026-217-8031
開設者の名称	社会福祉法人暖家	営業日	月～土
サービス提供時間	9:00～11:30	定員	5人
通常の事業実施地域	長野市（旧大岡村、旧鬼無里村、旧戸隠村、旧中条村、旧信州新町を除く）		

介護保険事業者番号	20A0100143		
事業所名称	your time		
事業所所在地	長野市若里二丁目 10 番 6 号		
事業所電話番号	026-226-6768	事業所FAX番号	026-226-5724
開設者の名称	社会福祉法人暖家	営業日	火～土
サービス提供時間	①9:00～15:00 ②9:00～15:00	定員	①15人 ②15人
通常の事業実施地域	長野市第三（大字三輪除く）、第四（新諏訪一丁目除く）、第五、芹田、大豆島（松岡）、安茂里（伊勢宮、差出南）、古牧（大字高田、北条町、大字平林、平林一丁目、西和田一丁目、南高田、若宮）		



介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

令和元年9月1日付け指定分

□訪問介護

介護保険事業者番号	2070107269		
事業所名称	ニチイケアセンター安茂里		
事業所所在地	長野市大字安茂里 1015 番地 1 イソノビル 2 F		
事業所電話番号	026-269-6003	事業所FAX番号	026-224-9208
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00	訪問介護員数	7人
通常の実業実施地域	長野市（戸隠・鬼無里・豊野・大岡・信州新町・中条・信更・松代・若穂地区を除く）		

介護保険事業者番号	2070107277		
事業所名称	ニチイケアセンターまつしろ		
事業所所在地	長野市松代町西条 3764 番地 3 中島ハイツC棟 2 F		
事業所電話番号	026-214-9305	事業所FAX番号	026-214-9306
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00	訪問介護員数	5人
通常の実業実施地域	長野市（松代・若穂・篠ノ井・川中島・更北・信更地区に限る）、千曲市（更埴川東圏域に限る）		

介護保険事業者番号	2070107251		
事業所名称	ニチイケアセンターとよの		
事業所所在地	長野市豊野町蟹沢 2857 番地 ステラ 101		
事業所電話番号	026-251-5446	事業所FAX番号	026-257-4901
開設者の名称	株式会社ニチイ学館	営業日	月～金
営業時間	9:00～18:00	訪問介護員数	7人
通常の実業実施地域	長野市（安茂里・小田切・芋井・篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条地区を除く）、中野市（中野平・豊田地域に限る）、飯綱町		

「大切な人のこころの悩みに気づいたら」

9月10日から16日は「自殺予防週間」です。【別紙2】のリーフレットをご活用ください。

問い合わせ先：長野市保健所健康課 難病精神保健担当
TEL：026-226-9965（直通）

「介護ハッカソン in 長野」の介護関係者募集について

「介護ハッカソン in 長野」は、介護関係者とエンジニア（プログラマー）がチームを組み、介護分野の課題解決を目指してICTサービスの提案をするコンテストです。この取組は、介護へのICT導入に関心をもっていただくことを目的としています。外部の人達との交流を通じた学びや新しい発見もあるかと思しますので、ご興味ある介護関係者の参加をお待ちしております。詳しくは、【別紙3】をご覧ください。

長野市ホームページ

「長野市トップページ」 → 「組織で探す」 →
「保健福祉部高齢者活躍支援課」 → 「新着情報」 → 「介護ハッカソン in 長野」

問い合わせ先：高齢者活躍支援課高齢者支援担当 小林
TEL：026-224-5029（直通）



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当
電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp